

平成21年度 第2回 大和市障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定委員会

日 時：平成21年10月29日（木） 14：00～16：00

場 所：地域医療センター 2階講習室

委 員：鈴木会長、境委員、阿南委員、星野委員、鳥原委員、春日委員、市川委員（欠席）、柴崎委員（欠席）、澤田委員、土橋委員、田邊委員

傍聴者：1名

事務局：菊地原課長、柏木主幹、進藤係長、笹岡、民實、高瀬

会議次第

1．あいさつ

2．議題

（1）アンケート・ヒアリングによる意識調査の結果について

（2）（仮称）大和市障がい者福祉計画骨子案について

3．その他

1．あいさつ

障がい福祉課長あいさつ

課長：7月9日以来、2回目の委員会となる。第2回目は10月8日に予定していたが、台風の上陸があったため、大事をとって延期した。計画策定のための作業は、これまでのところ、アンケート調査、ヒアリング調査を実施したほか、自立支援協議会のご意見をいただいている。庁内ではこども部、教育委員会、街づくり総務課等からのヒアリングを行った。

また、地域福祉計画策定の地域説明会の折に、12地区の懇談会に出向いて概要等について説明を行った。

障害者自立支援法については、政権交代があり、障がい者総合福祉法への動きが出ているが、中身についてははっきりとしない。不透明な中ではあるが、現行法でできることを進めていきたいと考えている。

会長あいさつ

会長：課長のあいさつにあったように、障がい者施策は現行法の中で進めていきながら、そうではないものについては早急な対応を国に要請していくことだと思う。本日の委員会ではアンケート・ヒアリング等の結果を報告いただき骨子案の審議となる。委員の皆様から多くのご意見をいただけるようお願い申し上げます。

2. 議 事

(1) アンケート・ヒアリングによる意識調査の結果について

(主な意見)

委 員：知的障がい者や精神障がい者が相談支援に期待しているという特徴があるとの報告をいただいたが、それ以外の方は知的、精神に比べて「期待する」という回答が少ない。特徴に現れない隠れた部分に重要なことが含まれていると考えるが事務局はどう考えるか。

事 務 局：委員のおっしゃるとおりである。この度はアンケート結果の特徴的な点を説明させていただいた。委員のご指摘いただいた点は重要な視点と考えており、案件によっては自立支援協議会でも検討いただいているところである。配慮して進めていかななくてはならない点だと考えている。

委 員：委員のご意見に関連して、クロス集計の結果だけでもある程度のことがかかると思うが、どうなっているか。

事 務 局：ある程度のクロス集計結果は今回のまとめにも反映している。詳細のクロス集計の結果は、今後の施策の立案等に参考としていきたい。この委員会は計画の策定が主であるため、ここでは詳細まで掲載していない。

会 長：クロス集計の結果について委員2人から意見があった。詳細に見たい場合は委員に閲覧が可能な形をとれないか。

課 長：対応していきたい。

委 員：身体障がいには6種類あるわけだから、それが分かるような形にしていきたい。「内部障がいの方はこのように考えている」など障がいごとに分けて示して欲しい。

事 務 局：アンケートやヒアリングの内容について項目ごとにまとめた形でとりあげているところである。計画書については、施策の方向性が見える形が求められているところであり、身体障がいの細分類に即して全てを書き込んでいくことは想定していない。

会 長：一般的に計画に求められるところはわかるが、細分類への配慮をしてほしいとの委員の要望については私からもお願いしたい。

課 長：3障害の区分のみに限定しているわけではない点をご理解いただきたい。計画については、どういう施策が必要になってくるかについて、例えばご高齢の方が読んでも分かりやすいような内容が求められるところである。

会 長： 委員いかがか。

委 員：さきほど計画案の説明のなかに「尊重」という言葉があった。障がい者の立場からすれば、それは障がいの種別の差のことである。そういう視点で見れば、その差異を計画に反映しないというのは問題がある。

事 務 局：この計画において理念や施策の方向性を定め、今後、施策を実行するために事業を検討していくことになる。その時点では委員の言われるような細分類等も踏まえながら進めていく。

(2)(仮称)大和市障がい者福祉計画骨子案について

(主な意見)

委員：3点ある。第一は計画案に書かれている基幹型相談支援事業所だが、現在4事業所がそれぞれの得意分野を武器としつつ、お互い補いあいながら事業を実施している。こうした中、なぜ「基幹型」の相談事業所があらためて必要なのか理解できないので説明いただきたい。2点目は、外出支援のうちの移動支援についてである。移動支援の中にはいつも通勤支援が含まれていない。通勤の支援は大切なことと思うが、これについてどのように考えているかが知りたい。3点目に、同じく外出支援の箇所で「現状や課題」に「保護者や利用者の高齢化に伴う日中活動への送迎や…」と書かれているが、限定的に感じる。若い親も抱えるニーズであることをふまえて表現を一考していただきたい。

課長：1点目については基幹型相談事業所の法制化の動きがあるという点と内容的にも今後重要性を増していくことが想定されるので、総合性という点から必要であるとの声を受けて考えている。2点目の通勤の支援は就労が進められる上で重要な点だと思う。具体的な形があればご意見をいただきたい。3点目についても良い表現があれば教えていただきたい。

会長：それでは委員、2点目について補足してもらえるか。

委員：自立支援協議会では「働く」ということについて継続的に話しているところである。その支援にあたって私どもも通勤に付き添うことがあるが、365日の支援というわけにはいかない。そうした点を考える必要があるのではないかということである。基幹型相談事業所については、現体制でも私どもは総合的に実施しているつもりである。

課長：通勤支援については、必要性は理解しているがどのような形の支援がありうるのか検討していきたい。基幹型については、相談支援事業所に求められるニーズが多いので、そうした声に対応するつとしてここでかけているものである。

委員：学校への支援として、ヘルパーの派遣や通常級ではスクールアシスタントの派遣などを行って体制の強化を図っている。しかし、特別支援学校での教育が望ましいが定員が一杯なため、一般の学校に行かざるを得ないケースがあり、その場合、医療ニーズへの対応など一般の学校では対応に限界があるのが現状である。教育委員会としても特別支援学校を大和市に誘致したいと考え、県に働きかけているところであり、計画に盛り込んでいただき後押ししていただければと思う。

事務局：事務局でも検討の課題にあがっていたところであり、委員の意見は検討したいと考える。

課長：県への働きかけについては教育委員会と調整しながら進めたいと考える。

委員：手をつなぐ育成会でも昔から要望していることである。ぜひより強く働きかけをお願いしたい。

委員：広辞苑で「計画」をひくと「物事を行うに当たって、方法・手順などを考え企てること」とある。つまり手段や方法が入っているかどうかポイントだと思う。また、評価を行う際、目標が書かれていないと達成できたかが分からない。この計画案にはこれらの要素が欠けているが、会長とみなさんの意見をおうかがいしたい。

会 長：会の代表ではなく会長個人の意見として、この計画案には、手段・方法についてもある程度までは出ているのではないかと考える。また、これまで評価を一切やってこなかったのかといえば必ずしもそうは言えない。この計画案には方向性しか出てこないという意見はありうると思うが、障害者計画には、理念や施策の「方向性」が求められているという点も考えなければならない。

事務局：委員がおっしゃるのは財源や期限が明確に記述されているものだと思うが、障害者計画では障がい者施策をどのような方向に進めていくかを皆で共有することも大切な要素であると理解している。現行の大和市では自立支援協議会を中心に施策の進め方など関係者全体で考えていく流れがある。その意味で、当事者や関係団体を含めて共通認識のもと施策を進めるには有効なものと考えている。

会 長：障害者福祉計画と障害福祉計画は区別して考えられなければならない。ここで議論されているのは障害者福祉計画である。理念を踏まえずに数値だけを並べる計画を策定するべきではないと考える。障害者計画と障害福祉計画の別で言えば、この度は理念や方向性をしっかり定める計画と理解できるのではないか。

委 員：計画をよりいいものにしていくためにはどうしたらよいか、という観点からお話している。理念計画にもある程度の段階というものがあるだろうというのが私の考えである。

委 員：2点提案したい。1点目はそれぞれの「施策の方向性」のところに障がい種別ごとに対象の障がいを明記していただきたい。2点目はアンケートやヒアリングの結果について、ここにあげられている意見がそれぞれどの施策につながったのかインデックスをつけていただきたい。

課 長：1点目については、各障がいに対応するような内容を求められたが、この計画はより広い「まちづくり」や「子育て」といった事柄とも関連してくる。そうした課題と連携して作っていくことが求められている点をご理解いただきたい。2点目は、もっと意見と施策のつながりが見えるような形で分かりやすく作るべきだという意見と理解した。今後ご意見をいただければと思う。

事務局：計画書の文章を記載する上では、できるだけ包括的にすべての障がいを含む形で整理しているが、実際に個別にとりあげているところもある。個別の障がいに関わる部分については記載するようにする。

2点目については、「アンケートやヒアリングの関連意見」のところで工夫してみたい。

委 員：1点目については、ぜひよろしくお願ひしたい。2点目については関係性が分かるようにしていただきたい。

委 員：1点目は、ケアマネジメントのことである。先の改正法案では児童福祉施設におられる18歳以上の方の入所先については市町村の対応とすることが想定されていた。廃案となったわけだが、新法でもそうなると思う。児童相談所ではこうしたケースについて入所先を探してつないでいるが、関東一円を対象として打診する必要がある。市としてもケアマネジメント体制を本格的に考えないといけなくなることを考えておいて欲しい。2点目は、発達障がいの増加への対応である。当相談所でも重度を除く相談者（児童）の2割が発達障がいとなっており、対応が課題となっている。こうしたニーズにあわせた体制づくりを市としらかし会が一体となって行

う必要があると思う。3点目は、重度心身障がい者の施設についてである。市レベルでどう考えるかが重要になっている。市レベルでどう考えるかが重要になっている。これらは計画とは別かもしれないが、こうした事柄について実際にどう動いていくかということを期待したい。

課長：一市町村でどれくらいのことができるかは難しいことだと考える。広域的な対応が必要な案件であり、県に対して一緒に要望や施策の推進をしていただくことだと考える。

委員：今回の障がい者計画では、アンケート、ヒアリングと場を設けていただき、計画でも具体的に現状と課題に反映されていることはとてもよいことだと思う。

自立支援協議会からの意見は、ぜひ計画に入れていただきたい項目である。市の施策として、今後実施面のところで実現できるよう進めていただきたい。

会長：ぜひ前向きな方向で進めていただきたい。

課長：実現にあたっては事業所に協力していただく要素が非常に大きいと思う。自立支援協議会ではこれらのことも議論していただきたい。

会長：次回も引き続き議論を進める。より深められるよう期待したい。

3. その他

事務局： 次回は11月12日(木)開催予定。

以上

1. 障がい者の意識

1) アンケート調査の概要

(1) 調査目的

大和市障がい者福祉計画の策定にあたり、大和市障がい福祉施策の実施状況、その他障害者自立支援法の施行に伴う新たな課題、障がい者を取り巻く状況の変化等をふまえ、今後の施策の課題および方向性の検討に資することを目的として意識調査を行いました。

(2) 調査対象と回収率

	身体障がい者	精神障がい者	知的障がい児(者)
所持している手帳	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の交付者	療育手帳
母集団	5,065人	2,350人	1,092人
抽出数	760人	355人	160人
回収数	411人	133人	81人
回収率	54.1%	37.4%	50.6%

手帳の重複所持者 = 26人、手帳の種類不明 = 13人、その他不明 = 19人
回収合計数 683人 (回収率 53.5%)

(3) 調査方法 郵送調査法

(4) 回収期間 平成21年6月23日～平成21年7月7日

(5) 調査項目

	設問の柱	主な内容
1	属性	性別、年齢、同居者、手帳の種類、自立支援医療受給証の交付有無
2	日頃の生活	介助の状況、介助者の悩み、外出や余暇、収入
3	子どもの生活状況	障がいに気づいたきっかけ、受診までの期間、受診に向けた支援、デイサービスの利用意向
4	就労	希望する働き方、働くために必要な支援、自立支援センターの利用状況、今後の利用意向
5	地域生活	暮らしの充足度と理由、グループホーム等の利用意向、地域生活に必要な支援、災害時の避難について
6	地域生活を支えるサービス	短期入所の利用意向、日中一時支援の利用目的、相談支援への意向、福祉情報提供への意向

(6) 調査結果から読み取れる傾向

属性について

「問2 - 2 年齢」については、知的障がい者は若年者の割合が高く、身体障がい者は高齢者が多いなど、障がい種別によって顕著な違いがあります。

「問2 - 2 年齢」の結果の違いは、「問5 同居者」に影響しており、知的障がい者では、両親同居の割合が高い特徴がみられます。

「問5 同居者」について、重複障がい者の場合は、知的障がい者と同様、父母や兄弟姉妹などの家族が中心となっています。

	傾向や特徴	結果
年齢構成	障がい種別による顕著な違いがある。	身体障がい者は、65歳以上が66%、精神障がい者は、30～49歳が59%、知的障がい者は、29歳以下が80%となっている。
同居者	障がい者の年齢構成に応じた同居者構成である。	知的障がい者は、「父母」(95%)と同居している比率が非常に高い。

調査項目		身体障がい者 (N = 411)	精神障がい者 (N = 133)	知的障がい者 (N = 81)
問2-1	性別	約半々	女性が多い(59%)	男性が多い(69%)
問2-2	年齢	65歳以上(66%) 50～64歳(23%)	30～59歳(68%)	29歳以下(80%) 中学生以下(46%)
問3	住んでいる地域	顕著な差異は見られない	顕著な差異は見られない	顕著な差異は見られない
問4	生活場所	「自宅」(85%)	「自宅」(93%)	「自宅」(93%)
問5	同居者	(N = 348) 配偶者(69%) 息子・娘(46%)	(N = 123) 父母(47%) 配偶者(38%)	(N = 75) 父母(95%) 兄弟・姉妹等(57%)

日頃の生活について

「問 10 介助・援助が必要な動作」については、障がい種別に特徴があり、精神障がい者では「食事」や「情報伝達」などに介助者を必要としています。重複障がい者の場合は、「食事」、「トイレ」、「入浴」などの基本的な生活動作に困難の見られる事が特徴です。身体障がい者の部位別では、聴覚障がい者の「コミュニケーション」の困難度が高いことが特徴となっています。

「問 11 主な介助・支援者」をみると、介助の中心は、父母や配偶者など、家族が介助の中心を担っています。

「問 13 外出の頻度」については、身体障がい者は低い傾向があります。障がい身体障害者の部位別の違いはあまりみられません。「問 14 外出時困ること」については、知的障がい者の半数近くは、「他人との会話に困難」を感じています。

「問 17 介助・支援の悩み」については、「長期外出の困難」、「精神的な負担」が主な内容ですが、中でも重複障がい者の場合、「身体的負担」が特徴であり、家族による身体介助の負担の状況がうかがわれます。

傾向や特徴

	傾向や特徴	結果
日常生活動作	知的障がい者は年令構成の低さがあり、一人でできる事が少ない。	「一人でできる」動作の個数は、身体障がい者が 9.6 個、精神障がい者が 9.8 個、知的障がい者は 6.2 個となっている。
	障がい種別によって「介助者を必要とする動作」の内容は特徴的である。	「誰かの介助や援助があればできること」では、身体障がい者は、「衣服の着脱」「買い物」、精神障がい者は「食事」や「情報伝達」、知的障がい者は「衛生」「トイレ」「入浴」「服薬管理」「金銭管理」などの回答が多い。
介助者	家族が介助の中心を担っている状況がある。	主な介助・援助者は、配偶者、父母、息子・娘など家族が 8 割程度を占めている。その中で、身体障がい者の 14% はヘルパー・施設職員を介助者としている。
	精神的な負担や長期的な外出ができないことが介助者の悩みとなっている。	介助者の悩みでは、精神的な負担や長期的な外出ができないことが上位となっている。知的障がい者の介助者は、特に精神的な負担を感じる割合が高い。
外出	外出頻度は概ね週 2 回以上となっている。	知的障がい者は最も多く 82%、次いで精神障がい者は 73%、最も低い身体障がい者も 64%と 5 人に 3 人が週 2 回以上外出している。
	知的障がい者の半数が、外出時に、「他人との会話」に困難を感じている。	身体、精神障がい者では「特に困ることはない」が 4 割以上を占めているが、他方、知的障がい者は半数近くの人が「他人との会話が難しい」となっている。
余暇活動	精神や知的障がい者は、「家でゆっくりくつろぐ」が多く、身体障がい者は外出傾向が高い。	精神、知的障がい者は「家でゆっくりくつろぐ」が 6～8 割を占め、身体障がい者は、「家でゆっくりくつろぐ」が 5 割と低く、「近所の散歩」「買い物に行く」が各 3 割弱である。

設問別回答者割合

調査項目		身体障がい者 (N = 411)	精神障がい者 (N = 133)	知的障がい者 (N = 81)
問 10-1	一人でできる 日常生活動作	85.2% (12の動作中 9.6個)	94.0% (12の動作中 9.8個)	93.8% (12の動作中 6.2個)
問 10-2	介助・援助が必 要な動作	42.1% (12の動作中 4.4個)	31.6% (12の動作中 4.0個)	86.4% (12の動作中 6.1個)
個数 = 「一人でできる」、「介助など必要である」と答えた動作個数/回答者人数(無回答者除く)				
問 11	【介助・援助が 必要な方の回 答】主な介助・ 支援者	(N = 173) 配偶者 (51%) 息子・娘 (23%)	(N = 42) 父母 (55%) 配偶者 (19%)	(N = 70) 父母 (83%) ヘルパー・施設職員等 (8.6%)

設問別回答者割合

調査項目		身体障がい者 (N = 411)	精神障がい者 (N = 133)	知的障がい者 (N = 81)
問 12	住まいで困っ ていること	家の設備が使いにく い (21%)		
他障がい者と比べ、手帳重複所持者は「家の設備が使いにくい」(31%)と答える人が多い				
問 13	外出頻度	週2回以上 (64%) ほとんど外出しない (13%)	週2回以上 (73%)	週2回以上 (82%)
問 14	外出時困るこ と (限定 2つ)	特に困ることはない (40%) バリアフリーでない こと (19%)	特に困ることはない (45%) 他人との会話が難し いこと (26%)	他人との会話が難し いこと (47%) 障がいに対する周囲 の理解が少ない (27%) 特に困ることはない (27%)
問 15	余暇活動 (限定 3つ)	家でゆっくりくつろ ぐ (52%) 近所を散策する (27%) 買い物に行く (25%)	家でゆっくりくつろ ぐ (65%) 買い物に行く (34%) 趣味・教養・学習 (26%)	家でゆっくりくつろ ぐ (78%) 買い物に行く (47%) 近所を散策する (25%)
問 17	介助・支援者の 悩み (限定 3つ)	精神的な負担 (20%) 身体的な負担 (18%) 長期的外出困難 (6%)	精神的な負担 (30%) 長期的外出困難 (20%) 経済的負担 (18%)	精神的な負担 (46%) 長期的外出困難 (28%) 相談・介助を頼める人 がいない (26%)

回答数を限定している設問は、「限定 3つ」と表示(以下同様)

子どもの生活状況について

「問 19 障がいや発達の不安に気づいたきっかけ」については、知的障がい者を中心に、「乳幼児健診」が4人に1人となっています。

「問 20 受診・相談までに要した期間」については、気づいてから医療機関や専門相談機関に受診、相談するまでに3年以上かかっている人が2割程度であり、精神障がい者は3割程度となっています。

「問 21 受診・相談するまでの支援」については、「相談できる窓口」を半数近い人が希望しています。

傾向や特徴

	傾向や特徴	結果
障がいの気づきや受容	障がいに気づいたきっかけは、「乳幼児健診」が3人に1人である。	「乳幼児健診」が3人に1人、「普段の様子」が5人に1人となっている。
	6ヶ月以内の人と、受診までに3年以上かかっている人の二分化がみられる。	気づいてから6ヶ月以内に医療機関などに受診や相談したと答えた人が約6割だが、3年以上という人が16%見られる。
	受診・専門機関への相談までの支援では相談窓口の設置が望まれている。	相談できる窓口は44%が希望している。
デイサービス	4割がデイサービスの利用を希望している。	「希望する」が38%と、4割程度がデイサービスを望んでいる。一方、「わからない」と答えた人も2割、「希望しない」も2割となっている。
充実したい支援	家族への支援を約半数が望んでいる。	家族への支援、学齢期・青年期の支援、障がいの早期発見・早期対応などが求められている。

設問別回答者割合

調査項目		身体障がい者 (N = 16)	精神障がい者 (N = 15)	知的障がい児 (N = 53)
問 18	通園・通学先	なし(50%) 通常の学級(12.5%) その他(12.5%)	通常の学級(20%) なし(20%)	特別支援学級(42%) 特別支援学校(23%)
問 19	障がいや発達の不安に気づいたきっかけ	普段の様子(19%) 乳幼児健診(12.5%) 医療機関を受診したとき(12.5%) 学校での様子(12.5%) その他(12.5%)	学校での様子(33%) 普段の様子(20%)	乳幼児健診(34%) 普段の様子(21%)

問 20	受診・相談までに要した期間	3ヶ月以内(38%) 3年以上(13%)	3ヶ月以内(40%) 3年以上(27%)	3ヶ月以内(36%) 6ヶ月以内(23%)
問 21	受診・相談するまでの支援	相談できる窓口(31%) 障がいについての知識を知る機会(31%)	相談できる窓口(34%) 障がいについての知識を知る機会(33%)	相談できる窓口(51%) 親の心のケア(26%)
問 22	デイサービスの利用意向	希望しない(44%) 希望する(13%)	希望しない(40%) 希望する(20%)	希望する(53%) 希望しない(17%)
問 23	卒業後の進路	分からない(31%) 作業所等や通所施設を利用したい(19%)	就職したい(33%) 特に望むことはない(20%)	就職したい(28%) 通所施設の利用(26%)
問 24	充実して欲しい支援内容(限定2つ)	障がいの早期発見・早期対応(38%) 家族への支援(38%)	家族への支援(60%) 障がいの早期発見・早期対応(40%)	学齢・青年期の支援(57%) 家族への支援(53%)

就労について

「問 25 就労状況」及び「問 27 働いている方の月収」については、知的障がい者は、作業所・通所施設など福祉的就労を含めると約 4 割の方が就労していますが、そのうち 47%は、月収が 1 万円未満となっています。

「問 29 希望する働き方」については、精神障がい者については、パート・アルバイトへの就労意向が高い傾向があります。

「問 30 就労するために必要な内容」では、「上司や同僚の理解協力」「障がいや病気の特性にあった仕事と就労形態」「心身の健康維持・向上」などが求められています。

「問 31 自立支援センターの認知度」については、約半数が「知らない」となっています。身体障がい者の認知度が低い傾向にあります。

「利用したい内容」については、知的障がい者や精神障がい者では就労相談・訓練に関する相談ニーズが高くなっています。

傾向や特徴

	傾向や特徴	結果
就労割合	作業所等を含めると知的障がい者の就労している割合が高い。	精神・知的障がい者の 3 人に 1 人は、パート・アルバイト、作業所・通所施設などで働いている。他方、身体障がい者は、3 人に 1 人が「会社、団体の役員・職員」(32%)、4 人に 1 人強が「自営」(28%)となっている。
収入	知的障がい者の 47%が「1 万円未満」である。	就労者の月収は、身体障がい者の 59%が「15 万円以上」、精神障がい者の 56%、知的障がい者の 80%が「10 万円未満」その内「1 万未満」が 47%となっている。

傾向や特徴

	傾向や特徴	結果
希望する働き方	精神障がい者のパート・アルバイトへの就労意向が高い。	身体障がい者は「特にない」が 28%、精神障がい者は「パート・アルバイト」が(42%)「正規社員」が(23%)、知的障がい者は「就労訓練を目的とした施設」(27%)、「指導してくれる人がいる会社」が(24%)である。
就労支援	障がいや病気の特性にあった仕事が求められている。	就労支援として、「障がいや病気の特性にあった仕事」「心身の健康維持・向上」「上司や同僚の理解協力」などの希望が多い。
自立支援センター	精神や知的障がい者のセンターの認知度は高く、身体障がい者では低い。	認知度は、精神障がい者・知的障がい者では 60%、身体障がい者では 29%と非常に低くなっている。
	18 歳から 49 歳の分布が多い精神、知的障がい者では、就労相談へのニーズが高い。	相談したい内容についてみると、認知度が最も低かった身体障がい者は「生活相談」(23%)「就労相談」(9%)である。精神障がい者は「生活相談」(36%)「就労相談」(35%)、知的障がい者は「就労相談」(48%)「就労訓練」(37%)となっている。

設問別回答者割合

調査項目		身体障がい者	精神障がい者	知的障がい者
問 25	就労状況	(N = 411) 就労している (17%)	(N = 133) 就労している (24%)	(N = 81) 就労している (37%)
問 26	【働いている方】 仕事形態	(N = 68) 会社・団体の職員や役員 (32%) 自営 (28%)	(N = 32) パート・アルバイト (41%) 会社・団体の職員や役員 (28%)	(N = 30) 作業所・通所施設 (60%) パート・アルバイト (27%)
問 27	月収	15 万円以上 (59%) うち 20 万円以上 (35%)	10 万円未満 (56%) うち 1 万円未満 (19%)	10 万円未満 (80%) うち 1 万円未満 (47%)
問 16	年間収入(年金等含む)()	(N = 411) 319.4 万円	(N = 133) 190.1 万円	(N = 81) 100.2 万円
問 28	【働いていない方】 働かない理由 (限定 3 つ)	(N = 307) 高齢 (62%) 病気 (29%) 重い障がい (27%)	(N = 99) 病気 (47%) 希望する職業がない (15%) 高齢 (10%)	(N = 45) 就学中・就学前 (78%) 重い障がい (9%) 施設に入所 (7%)
問 29	希望する働き方	(N = 411) パート・アルバイト (12%) 現在の仕事 (26%)	(N = 133) パート・アルバイト (37%) 正規職員 (26%)	(N = 81) 就労訓練施設 (27%) 指導者がいる会社 (24%)

設問別回答者割合

調査項目		身体障がい者	精神障がい者	知的障がい者
問 30	就労をするために必要な内容 (限定 3 つ)	障がいや病気の特性にあった仕事 (16%) 上司や同僚の理解協力 (14%) 心身の健康の維持・向上 (12%)	心身の健康維持・向上 (53%) 上司や同僚の理解協力 (44%) 障がいや病気の特性にあった仕事 (33%)	上司や同僚の理解協力 (51%) 障がいや病気の特性にあった仕事 (46%) ジョブコーチなどの支援 (36%)
問 31	自立支援センターの認知度	知っている (29%) 知らない (53%)	知っている (49%) 知らない (47%)	知っている (60%) 知らない (31%)
問 31-1	利用したい内容 (いくつでも)	生活相談 (23%) 就労相談 (10%) 就労訓練 (3%)	生活相談 (36%) 就労相談 (35%) 就労訓練 (21%)	就労相談 (48%) 就労訓練 (37%) 生活相談 (32%)

() 「収入なし」を除いた平均年収。

地域生活について

「問 32 暮らしの充足度」は、3割が充足していないと回答しています。これに対し、身体障がい者は6割が充足していると回答しています。

「問 32-1 暮らしが充足していない理由」としては、「社会の理解や配慮が足りない」「理解してくれる知人がいない」ことがあがっています。

「問 35 グループホームやケアホームの利用に望む支援」としては、家賃などの経済的支援のほか、見学会などの情報提供が求められています。

「問 36 地域での生活実現に必要なこと」については、「利用しやすい医療機関」「緊急時等のサポート」「訪問系福祉サービスの充実」が求められています。重複障がい者の場合は、身体介助や医療的支援の必要性の高さが要因と思われませんが、「緊急時等のサポート」のニーズが46%となっています。

「問 38 緊急時の避難対応」については、精神障がい者や知的障がい者は、「避難の必要性の判断が難しい」となっています。重複障がい者の場合は、「避難できない」が8割にのぼっています。身体障がい者については、視覚障がい者の「避難できない」割合が6割と高いことが特徴です。

「問 39 災害時要援護者支援制度」については、災害時に避難体制が取られるために、「地域の身近な人たちとの関係づくり」が求められています。

傾向や特徴

	傾向や特徴	結果
暮らしの充足度	充足していない主な理由として、「社会の理解や配慮が足りない（場所や人）」があがっている。	「充足している」と「まあ充足している」の合計は、身体障がい者で61%、知的障がい者で70%となっている。他方、精神障がい者は「充足していない」「あまり充足していない」と答えた人の合計が53%と暮らしに充足を感じていない人が多い。
グループホームの利用	知的障がい者のグループホーム利用意向は「利用したい」が3人に1人である。 家賃補助や、見学会等の情報提供が求められている。	知的障がい者が最も多く、3人に1人が利用したいと答えている。他方、最も少ないのは身体障がい者で13%となっている。 グループホームやケアホームを利用しやすくするための支援として「家賃などの経済的支援」「見学会等情報提供の機会」が求められている。
地域生活支援	医療、緊急時支援に加え、就労支援の機会が求められている。	「医療機関」「緊急時等のサポート」「就労のための支援」などと答えた人が多く、精神、知的障がい者の約3人に1人は就労のための支援と答えている。
緊急時の避難	身体、知的障がい者は避難できない人が多い。 精神障がい者、知的障がい者は、避難の必要性の判断が難しい。	身体、知的障がい者は避難できない人が多く、精神障がい者では一人で避難できると答えた人が半数を占めている。 避難できない人にその理由と尋ねると、身体障がい者は「移動に手助けが必要」、精神、知的障がい者は「避難の判断ができない」と答えた人が多い。

	災害時要援護者支援制度について、説明会等の情報提供や地域との関係づくりが求められている。	精神障がい者は説明会などによる情報提供やプライバシー情報の保護、身体、知的障がい者は地域の身近な人たちとの関係づくりが大切であると答えている。
--	--	---

設問別回答者割合

調査項目		身体障がい者 (N = 411)	精神障がい者 (N = 133)	知的障がい者 (N = 81)
問 32	暮らし充足度	「充足」+「まあ充足している」(61%)	「あまり」+「充足していない」(53%)	「充足」+「まあ充足している」(70%)
問 32-1	【「未充足」と答えた方】充足していない理由 (限定 3つ)	(N = 103) 理解・配慮がされていない場所が多い (26%) 利用できるサービスが少ない (18%) 理解してくれる知人が少ない (11%)	(N = 71) 理解・配慮がされていない場所が多い (37%) 理解してくれる知人が少ない (35%) 親元を離れて自活したいのにできない (25%)	(N = 17) 理解してくれる知人が少ない (41%) 給料が安い (29%) 理解・配慮がされていない場所が多い (29%)

設問別回答者割合

調査項目		身体障がい者 (N = 411)	精神障がい者 (N = 133)	知的障がい者 (N = 81)
問 33	今後の暮らし方	自宅で暮らしたい (56%)	自宅で暮らしたい (44%) 結婚して暮らしたい (23%)	自宅で暮らしたい (35%)
問 34	グループホームやケアホームの利用意向	利用したい (13%)	利用したい (14%)	利用したい (32%)
問 35	グループホームやケアホームの利用に望む支援内容	家賃などの経済的支援 (23%) 見学会等情報提供の機会 (16%)	家賃などの経済的支援 (39%) 見学会等情報提供の機会 (17%)	家賃などの経済的支援 (23%) 見学会等情報提供の機会 (23%)
問 36	地域での生活実現に必要なこと (限定 3つ)	利用しやすい医療機関 (38%) 緊急時等のサポート (31%) 訪問系福祉サービスの充実 (26%)	利用しやすい医療機関 (41%) 就労のための支援 (41%) 緊急時のサポート (27%)	緊急時等のサポート (33%) 就労のための支援 (33%) 作業所や通所施設 (27%)

問 37	通所・入所事業 所での望む支 援内容	施設までの送迎サー ビス（24%）	施設までの送迎サー ビス（26%） 短期入所（20%）	施設までの送迎サー ビス（32%） 短期入所（17%）
問 38	緊急時の避難 対応	避難できない（43%） 一人でできる（31%）	一人でできる（56%） 避難できない（18%）	避難できない（57%） 一人でできる（17%）
問 38-1	【避難できな い方】 避難できない 理由 （いくつでも）	（N = 178） 移動に手助けが必要 （83%） 避難場所が遠い （19%） 避難の判断ができな い（17%）	（N = 24） 避難の判断ができな い（58%） 移動に手助けが必要 （38%） 避難場所を知らない （25%）	（N = 46） 避難の判断ができな い（83%） 移動に手助けが必要 （37%） 緊急時に情報を得ら れない（37%） 避難場所を知らない （37%）
問 39	災害時要援護 者支援制度	地域の身近な人たち との関係づくり （25%）	プライバシー情報の 保護（29%）	地域の身近な人たち との関係づくり （30%）

地域生活を支えるサービスについて

「問 40 短期入所を利用したい場所」については、「家から近い場所」「設備の整った場所」「知っている職員のいる場所」などがあげられています。中でも、知的障がい者や、重複障がい者では、「知っている職員のいる場所」への要望が高くなっています。

「問 41 日中一時支援事業の利用目的」については、「家族のレスパイト」の回答が、知的障がい者や重複障がい者に多くみられます。

「問 44 気軽に相談するために必要なこと」については、「身近な場所での相談」「専門的な相談」が求められています。

傾向や特徴

	傾向や特徴	結果
短期入所の条件	知的障がい者では、「知っている職員のいる場所」を重視している	短期入所を利用したい場所について尋ねると、「家から近い場所」「設備の整った場所」がよいと答えた人が多くなっている。知的障がい者の4割は「知っている職員のいる場所」と答えている。
日中一時支援の利用目的	知的障がい者は「家族のレスパイト」(一時的休息)を求めている	目的として「本人の日中活動の場の確保」と答えた人は、知的障がい者で38%、精神障がい者で14%となっている。加えて、知的障がい者は「家族のレスパイト」(一時的休息)を利用理由として挙げている。
相談支援について	気軽な相談で必要なことは、身近な場所で相談できること、専門的な相談ができること、となっている	身体障がい者で「医療」「サービス利用」、精神障がい者で「就労」「医療」、知的障がい者で「就労」「制度全般」「生活全般」などが上位にランクされている。

設問別回答者割合

調査項目		身体障がい者 (N = 411)	精神障がい者 (N = 133)	知的障がい者 (N = 81)
問 40	短期入所を利用している・したい場所	家から近い場所 (26%) 設備の整った場所 (20%)	家から近い場所 (23%) 設備の整った場所 (19%)	知っている職員のいる場所(40%) 家から近い場所 (37%)
問 41	日中一時支援事業を利用している・したい理由	家族のレスパイト (12%) 日中活動の場(10%)	日中活動の場の確保 (14%) 家族のレスパイト (11%)	日中活動の場の確保 (38%) 家族のレスパイト (33%)
問 42	福祉に関する相談内容	医療(36%) サービスの利用 (34%)	就労(40%) 医療(35%)	サービスの利用 (46%) 就労(42%)

設問別回答者割合

調査項目		身体障がい者 (N = 411)	精神障がい者 (N = 133)	知的障がい者 (N = 81)
問 43	相談した際に期待する支援	手続き、事業所などの情報(31%) アドバイスをして欲しい(19%)	アドバイスをして欲しい(32%) 話を聞いてもらいたい(23%)	手続き、事業所などの情報(56%) アドバイスをして欲しい(37%)
問 44	気軽に相談するために必要なこと	住まいから身近にある場所(38%) 専門的な相談(25%)	住まいから身近にある場所(47%) 専門的な相談(39%)	住まいから身近にある場所(50%) 専門的な相談(40%)
問 45	福祉情報を得るために必要なもの (限定 3つ)	相談支援事業所(34%) 広報やまとでのお知らせ(31%) 市の相談窓口(26%)	相談支援事業所(48%) 市の相談窓口(40%) サービス提供事業の職員(26%) 広報やまとでのお知らせ(26%)	相談支援事業所(49%) サービス提供事業の職員(40%) 市の相談窓口(35%)

(7) 自由意見の特徴

自由意見は、大項目3の「ライフステージに応じた生活の支援」に関する意見が多く、その内訳をみると、「情報提供の充実」、「経済的基盤の整備」、「相談体制の充実」、「障がい者施設の整備」などの意見が多くみられます。

大項目	中項目	件数	合計
1. 個人の尊重	1) 権利擁護の推進	1	12
	2) 虐待の防止	1	
	3) 相互理解の基礎づくり	7	
	4) 自殺対策の推進	3	
	5) 政治(選挙)への参加の確保	0	
2. 支え合いによる地域福祉の推進	1) 地域で支える仕組みづくり	3	10
	2) 自立支援協議会の充実	1	
	3) 文化・レク・スポーツ活動	2	
	4) 防災・緊急体制の充実	4	
3. ライフステージに応じた生活の支援	1) 情報提供の充実・多様化	21	125
	2) 相談体制の充実	17	
	3) 地域生活支援サービスの充実	15	
	4) 障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実	15	
	5) 就労への支援	13	
	6) 外出への支援	9	
	7) 障がい者施設の整備	16	
	8) 経済的基盤の整備	19	
4. 地域生活の推進	1) 地域生活移行の推進	4	16
	2) 保健・医療の充実	12	
5. 快適な生活空間の整備	1) 住まいの場の整備	2	10
	2) 生活環境のバリアフリー化	8	

2) ヒアリング調査の実施

(1) 調査目的

大和市障がい者福祉計画の策定にあたり、大和市の障がい者福祉のニーズや課題を整理することを目的としたヒアリング調査を実施しました。大和市の障がい者等に関わる活動団体、学校、福祉サービスの提供主体等、各団体の現状と課題や今後の意向の聴取を行いました。

(2) 調査対象及び内容

調査対象は、自立支援協議会の各部会の構成メンバーのほか、事業者、保育・学校、当事者団体を選定しました。

(表) ヒアリング調査対象団体一覧

分類	団体名	備考
自立支援協議会	身体障害者部会	
	児童部会	
	精神障害者部会	
	就労部会	
事業者	福田の里	入所事業所・身障生活介護
	NPO 法人大和障害者地域支援ネットワーク	地域作業所等
	NPO 法人アシストやまと	グループホーム・ケアホーム
	NPO 法人ボイスの会	精神障害者地域作業所
保育・学校	松風園	知的障がい児通園施設
	福田保育園	保育園
	深見小学校	小学校
	引地台中学校	中学校
	瀬谷養護学校	特別支援学校
当事者	大和市身体障害者福祉協会	
	大和市身体障害者福祉協会 視覚部	
	大和市身体障害者福祉協会 聴覚部	
	大和市肢体不自由児父母の会	
	大和市手をつなぐ育成会	知的障がい者団体
	大和市自閉症児・者親の会	自閉症児・者団体
	大和市精神障害者家族会(さくら会)	精神障がい者団体
相談支援事業所	なんでも・そうだん・やまと	大和市障害者自立支援センター、サポートセンター花音、相談支援センター松風園、福田の里

(3) 調査方法

実施にあたっては、事前にヒアリング調査票の記入を依頼し、その後、団体ごとに個別に2時間程度のヒアリングを実施しました。

調査項目は、各団体の現状と課題のほか、市の相談事業、就労・地域生活に関する取り組み、自立支援法施行後の変化、他団体・他機関との連携状況、地域や行政に期待することなどとなりました。

(4) 調査期間

調査は、平成21年7月17日から8月29日までの間に実施しました。

(5) ヒアリング調査の結果

ヒアリング調査では、障がい者施策全般にわたる方向性や計画策定の方針など全体に関わることご意見から各団体の状況や事業レベルの具体的な提案まで、多くのご意見をうかがいました。

いただいたご意見は、全体を整理した上で施策の検討のために用いました。ここでは本計画において求められる施策の方向性を検討するため、障がい者をめぐる現状や課題および課題への対応に関するご意見の概要を施策テーマごとにまとめました。

ヒアリング結果の概要

施策テーマ1．個人の尊重（人権の尊重と差別の禁止）		
分類	現状や課題	対応策の意見
1． 権利擁護 の推進	障がい者の介助の中心を家族が担っており、親が高齢化している状況から、親なき後の本人の身辺について、不安を抱えている。	障がい者にとって身近な場所で相談できるように、成年後見人制度の普及を推進していく。 近隣や身近な地域での関係づくりを進めていく。
2． 虐待の防 止	家族が介護を担っているケースが少ない中で、介護疲れから、障がい者本人に対する厳しい言動が見られるなど、生活環境が厳しい状況も見受けられる。	介護を行う家族による連絡会など、家族同士の支え合いを支援していく必要がある。
3． 相互理解 の基礎づ くり	鉄道駅のエレベーターなどで、障がい者よりも他の人が先に乗っていくような状況がみられる。	障がい者との交流ができる形で、小さい頃からの福祉教育を進める。 障がい者に対する理解を深める催しなどを継続的に行い理解を深める。
	事業所や各団体等のイベントは、それぞれ工夫をし開催しているが、さらに地域の理解を深めるための工夫が必要である。	施設のイベントは、地域に開放し、広く参加を促す形（市民に参加したいと思わせるしかけや企画）にしていく。
4． 自殺対策 の推進	社会と接点を持つことによって、様々なストレスを強く感じたり、自宅にひきこもりがちになっている人が多い。	地域全体の課題である災害対策などをきっかけにして、身近な地域で声をかけあえる関係が増え、セーフティネットが構築されていくことが必要。

施策テーマ2．支え合いによる地域福祉の推進		
分類	現状や課題	対応策の意見
5． 地域で支 える仕組 みづくり	地域単位での交流が減少する、交流機会への参加が高齢者に固定化しているなど、障がいへの理解を進めていくための交流活動に課題がある。	地域交流の一つの手段として、具体的な協力依頼（例ペットボトルキャップの収集など）を地域に会報等で行い、運営への協力を募る方策なども考えるとよい。 地域活動に団塊の世代の力を活用することが必要である。
	団体活動は市全域を対象にしており、近年ボランティアの参加は進んできた。一方、住まいのある地域に戻ると、周辺との関わりは薄い。	災害時の支援体制づくりやボランティアの活性化を目的として、地域住民や、地域自治会等との関係づくりを進める。
	障がい者団体の加入状況をみると、特に若い世代の加入が少なく、団体の活動のあり方も課題や改善の余地がでている。	団体に加入した場合のメリットや連絡先などを、市の障がい者手引き等に載せ周知することや、参加可能な活動のスケジュールを情報提供するなど、各団体の工夫が期待される。
6． 自立支援 協議会の 充実	自立支援協議会で顔の見える関係になっているため、各事業所間や関係者との連携がとりやすくなった。 地域における課題が整理できず、部会の方方向性を再検討する必要がある。	自立支援協議会は、行政の一端ということではなく、それぞれが対等な関係で、地域の身近な問題を具体的に解決する方策を考えていく。

施策テーマ2 . 支え合いによる地域福祉の推進		
分類	現状や課題	対応策の意見
7 . 文化・レク・スポーツ活動	子どもの成長にあわせて、健康の増進のために体を動かして体力づくりやストレスを発散する機会が必要である。	ランニング、ウォーキングなどのスポーツが余暇支援などで実施できれば、そうした支援を利用したいというニーズは高い。機会の提供や指導者等の養成が求められる。
8 . 防災・緊急体制の充実	避難場所については、いつでもどこに避難すればよいかを把握していない。また親は、一般の避難所では障がい者本人が周囲に迷惑をかけることを強く心配している。	障がい特性に配慮された避難場所の確保や避難場所の周知を徹底していく。
	障がい者は、避難するとき何らかの手助けが必要。障がい特性によっては、災害の発生を理解できない場合もある。	日常から、近隣の住民や自治会、民生委員等との顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害時に必要な障がい者の障がい特性への理解を市民レベルで進める。

施策テーマ3 . ライフステージに応じた生活の支援		
分類	現状や課題	対応策の意見
11 . 情報提供の充実	障がい者に対する日常的な情報提供の機会が不足している。特に、支援に直結するサービスや制度の情報提供については、充実させる必要がある。	市役所の本庁舎に手話通訳者を常駐するなどの充実策を講じる。 障がい福祉の制度案内など、録音テープやCD、SPコードなど工夫が必要である。
12 . 相談体制の充実	相談支援センターが4箇所開設され、身近な相談場所として、利用者や事業者の認知が広がっている。 相談支援センターのケアマネジメントについて、事業者を利用者のアセスメント情報が提供されない、紹介のみでフォローが不十分など、様々な課題がある。 相談支援事業の実施場所が、障害者自立支援センターから各事業所に移されたことより、事業所の強みが活かされる一方、実施内容のばらつきもでている。 精神障がい者の相談については、関係者から特にきめ細かな対応や配慮が求められている。	相談支援事業所のそれぞれの特色や、得意分野、地域割り等について広報活動を充実させる。 相談支援センターが提供するケアマネジメントのあり方、めざす形について、相談支援事業所など支援者主導で、大和市のスタンダードを明確にすることが期待されている。 それぞれの相談支援事業所を総括し事業を標準化するために、横断的な相談支援事業所の設置が必要である。
13 . 地域生活支援サービスの充実	医療ケアが必要な人に対する、日中活動の場や短期入所などの対応する事業所が少ない。 障がい特性など本人の状況をよく知っている職員の居る場所や身近な場所で短期入所を行いたいという意向が強い。 ホームヘルプなど時間帯や曜日によってサービスが受けられない時がある。	医療的ケアに対応できる、日中活動の場の確保が必要である。 市内の通所施設での短期入所の実施やホームヘルプにおける利用日時の柔軟な対応など、利用者のニーズに合わせたサービスの提供が行われる必要がある。
14 . 障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育教育・福祉体制の充実	保育家庭課の発達相談を受ける人が増えているが、市で行う療育グループ等の活動が終了した後の行き場が一杯になっている。	児童デイサービスなど療育の場の確保が求められている。

施策テーマ3．ライフステージに応じた生活の支援		
分類	現状や課題	対応策の意見
14． 障がい児、 発達に不安のある 子どもの 保育・療育・教育体制の充実	保育園で障がい児の支援シートを作成し小学校へ伝えているが、就学後のフィードバックがあれば、今後の保育に活かすことができる。 乳幼児期、学齢期、青年期など成長段階において、それぞれの機関がかかわり本人を一貫して支援するシステムがない。	就学後の支援シートを保育園にフィードバックし、保育園が検証を行い、今後の保育に活かす仕組みをつくる。 日中一時支援や児童デイサービスを通し、各成長段階で本人とのかかわりを保ち各機関と連携を図る取り組みを進める。
15． 就労への 支援	市内の就労を支援する事業所等が合同して、共同受注体制づくりを模索している。	地域にある企業、商店街などの地域資源を発注元として関係をつくる方策や、業務受注の営業を行える人材確保などに取り組む必要がある。
16． 外出への 支援	移動の支援について、時間数増の要望や同じ曜日に利用が集中しヘルパーが不足するなど移動支援事業の課題や、保護者の高齢化に伴う日中活動の場への通所や通学のための送迎支援の必要性など、各方面から要望されている。	切実な課題なので積極的に推進することが求められる。 移動支援事業、送迎サービスの役割や実施主体、問題点等、取り組むべき方向の整理を行う。
17． 障がい者 施設の整備	精神保健福祉の事業所では、地域のサービス提供事業所間の交流が希薄である。	関連作業所での定期的な交流や、関係機関で担当者レベルでの意見交換などを行っていく。
18． 経済的基盤の整備	障害者自立支援法の施行により、利用者の負担が増えた。	国の動向を踏まえ利用者負担金の軽減措置等を行っていく。

施策テーマ4．地域生活の推進		
分類	現状や課題	対応策の意見
19． 地域生活 移行の推進	両親が高齢化しているケースが増えており、障がい者である子どもと、介護が必要になった両親がいっしょに暮らせる支援へのニーズが生まれている。	グループホーム、ケアホームの拡充が必要である。また、高齢者福祉と障がい者福祉の縦割りをなくし、同じ場所で同時に支援できるような形も長期的には視野に入れる。
20． 保健・医療 の充実	施設では入所者が高齢化や障がいの重度化により、医療的対応の必要性が増してきている。	医療的対応の可能な施設機能の充実を図る。
	自閉症等を理解してくれる病院などが不足している。	健康や医療面から地域生活を支援するため、障がいへの理解がある医療機関のネットワークを地域につくる。

施策テーマ5．快適な生活空間の整備		
分類	現状や課題	対応策の意見
21． 住まいの 場の整備	グループホームの支援は、日中活動とのつながりが見えにくく、本人に対する一貫した支援が難しい。	日中活動と連携した、グループホーム支援のあり方を探求する。
22． 生活環境 のバリア フリー化	視覚障がい者にとって、移動しやすいまちとはなっていない。点字ブロックにいたっては配置が違うものもある。	今後、「神奈川県バリアフリー街づくり推進条例」等に基づく整備改良を進めていく。

その他の意見

関係機関、団体や当事者の連携について、地域の身近な問題を具体的に解決する場として自立支援協議会が期待されている。

障害者自立支援法について、請求等に伴う事務作業が増加しており、軽減が望まれている。

サービス利用について、手帳の有無にかかわらず支援が利用できるなど柔軟な方向も求められている。

計画策定について、子ども部や教育委員会等を含め、社会全体で考える計画としていく事を期待されている。